

## 長野市地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1 人口減少や高齢化等の進行が著しい本市の中山間地域等において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域の活力の維持、強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に基づき長野市地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2 協力隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員とする。

(協力隊員の活動)

第3 協力隊員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 産業の振興に係る支援
- (2) 地域資源の発掘に係る支援
- (3) 集落の生活環境維持に係る支援
- (4) 高齢者の見守りに係る支援
- (5) 地域活動への参加と活動支援
- (6) 荒廃・遊休農地の解消に係る支援
- (7) その他市長が必要と認める活動

(活動記録)

第4 協力隊員は、毎月の活動記録として業務に関する月間報告書（別紙様式）を作成し、月末までに支所長及び地域活動支援課長に提出しなければならない。

(資格要件等)

第5 協力隊員となるためには、次の要件を満たしていることとする。

- (1) 協力隊員の活動について理解した者であること。
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域から長野市に住民票を異動させた者であること。ただし、他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域において2年以上活動し、かつ解嘱1年以内に限る）、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）を終了した者（JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、長野市に住民票を異動させた者は含めることとする。
- (3) 概ね1年以上の活動ができる者であること。
- (4) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者であること。
- (5) 普通自動車免許を有する者であること。

(任命)

第6 協力隊員は、公募により募集し、選考した者に対して市長が任命する。

(任期)

第7 協力隊員の任期は、任命した日から1年間とする。

2 協力隊員は、最大3年まで再任することができるものとする。

(解任)

第8 市長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任する。

(1) 次条第1項の規定に違反したとき。

(2) 自己の都合により解任を申し出たとき。

(3) 予算の減少その他やむを得ない事由により協力隊員の設置ができなくなったとき。

(服務)

第9 協力隊員は、常に誠意をもって任務に当たり、長野市個人情報保護条例（平成3年8月30日長野市条例第32号）を遵守するとともに、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 協力隊員は、地域おこしの施策等の知識を深めるために自己研鑽に努めなければならない。

(勤務日等)

第10 協力隊員の勤務日等については、市長が別に定めるものとする。

(報酬等)

第11 協力隊員の給与等については、市長が別に定めるものとする。

2 その他、支援活動に係る費用については、予算の範囲内で市が負担する。

第12 この要綱に定めるもののほか協力隊員に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和3年4月1日から一部改正する。

別紙様式(第4関係)

地域活動支援課決裁欄

起案日	年 月 日	第1ガイド		公開・非公開区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・部分公開・非公開		
決裁日	年 月 日	第2ガイド		非公開とする理由・部分			
保存年限	30・10・5・3・1	個別フォルダー					
支所	主務	係	係長	補佐	支所長	住自協	
地域活動支援課	主務	係	係長	補佐	課長	次長	部長

地域おこし協力隊員業務に関する月間報告書 ( 月分)

地 区		氏 名	
-----	--	-----	--

活 動 内 容 (取 り 組 み 内 容)	
第1週	
第2週	
第3週	
第4週	
第5週	
課 題 等 (取 り 組 ん で 感 じ た こ と な ど)	
特 記 (連 絡 事 項 な ど)	